

1 歴史的建造物の保存活用をめぐる近年の動向 工学院大 後藤治 の講演より

キーワード1：下記を連携しての方策

①観光地域づくり法人 (DMO)

②地域の金融機関との連携

③インバウンド需要

④具体例として：長野県塩尻市奈良井宿 中山道 奈良井宿
(重要伝統的建造物群保存地区)BYAKU Narai 歳吉屋

BYAKU Narai 歳吉屋 BYAKU Narai 歳吉屋6月25日～26日は ￥63,360



2 歴史的建造物の保存活用計画の策定

キーワード2：建築基準法第3条第1項第3号

①同法は、地方公共団体が条例で定める基準に適合し、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定した歴史的建築物について、建築基準法の適用を除外できる制度を定めています。これにより、歴史的建造物の保存や活用を促進することが目的です。

①**歴史的建造物の保存活用計画**は、文化財保護法に基づいて策定されるもので、文化財の価値を維持しながら、将来にわたって活用していくための具体的な計画です。文化庁によると、この計画は**原則として所有者等が都道府県及び市町村教育委員会の指導・助言を得て策定し、必要に応じて文化庁と協議します。**

②適用を除外するための要件＝保存活用計画の策定が必要

建築基準法第3条 抜粋

1. この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物

三 文化財保護法第百八十二条第二項 の条例**その他の条例の定めるところ**により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの **＝つまり、各自治体が定めればOK**

3 適用除外が必要な建築物

2) 文化財保護法の登録有形文化財が制定されているが、手続き規定がない！

＝適用除外条例を制定した地方公共団体 千葉県佐倉市、野田市、京都市など、秋田県は無し

4 文化庁：地域文化財総合活用推進事業

IV地域のシンボル整備事業：機能維持、**文化財保護団体支援**（要件＝主任技術者、ヘリテージマネージャーがいること、「地域計画上の位置づけ」をする必要あり）